

「広島県手話言語条例（仮称）」及び「広島県障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する条例（仮称）」素案に係る県民意見募集の結果について

1 実施期間・提出人数等

【実施期間】 令和7年7月2日（水）～令和7年8月1日（金）までの間

【提出人数】 71人・団体

【提出方法】 電子申請 52人、郵送 1人、FAX 9人、電子メール 8人、持参 1人

2 意見の件数・内訳

【意見件数】

179件

【意見の内訳】

広島県手話言語条例に係る意見：92件

広島県障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する条例：63件

両条例に係る意見：24件

※ 該当条例・該当箇所については、原則意見で記載されているものを基に整理したが、記載がない意見については、担当課で整理をした

3 意見の内容及び意見に対する対応方針

別紙「パブリックコメントにおける意見と対応方針」のとおり。